



相続のお悩みは
相続専門税理士におまかせ

辻・本郷 相続センター

Hongo Tsuji Sozoku Center

お問い合わせ



0120-912-914

受付時間9:00~21:00
【土日祝も受付中】



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

辻・本郷 相続センター

<https://www.ht-tax.or.jp/sozoku-center/contact/>



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

辻・本郷 相続センターが 選ばれる理由

豊富な知識とノウハウを持つ
相続専門のスタッフが、
お客さまの相談に親身に対応します。
相続税申告後のアフターフォローも万全。
どうぞ、お気軽にご相談ください。



選ばれる6つの理由

01/ 年間5,200件を超える 豊富な実績

年間（2023年10月～2024年9月）の相続税申告実績は5,276件。累計26,000件以上の相続税申告を行っています。初めて相続を経験される方や、相続の手続きに不安をお持ちの方にもご安心いただけるよう、親身なサポートを実践しています。

04/ 相続税専門の エキスパート集団

相続税は申告する税理士によって税額に差が出ることも少なくありません。お客さまによって一人ひとり異なる課題を解決するために、生前対策から相続発生後の申告・税務調査まで、相続専門税理士がお手伝いいたします。相続・資産税に関する、専門書籍・小冊子も多数刊行しております。

02/ 創業100余年の 確かな信頼

辻・本郷 相続センターは、創業100余年を誇る「辻・本郷 税理士法人」の税理士で構成された、相続業務に特化したプロフェッショナルチームです。長年培ったノウハウで、きめ細やかに相続税申告をサポートします。

05/ グループ企業を含む 専門家と連携

相続に関するお悩みは税金のみではありません。辻・本郷 相続センターでは、相続専門スタッフが窓口となり、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等、他分野の専門家と連携し、手続きをワンストップで進めることができます。

03/ 全国88事務所で スピーディに対応

北は札幌から南は沖縄まで、88事務所が各エリア（北海道・東北、関東、中部、関西、中国・四国、九州・沖縄）にあり、全国どこでもスピーディに対応。400名を超える相続専門スタッフが、日本全国各地のお客さまの相続税申告をサポートします。

06/ アフターフォロー も万全

法人内には国税OBが多数在籍し、税務署に指摘を受ける可能性のある事項については、申告書提出前に事前の検討を行っております。相続税申告後に税務調査が入った場合でも、責任を持ってご対応・立ち合いをいたします。

業界トップクラスの豊富な実績

国内最大級の規模と実績を誇る辻・本郷 相続センターが、
お客さまの相続に関するお悩みをワンストップで解決いたします。
お近くの相続センターへお気軽にご相談ください。

相続センター在籍スタッフ



487名
(2025年7月現在)

相談数実績

2024年度相続税申告件数: **5,276**件
(2023年10月～2024年9月)

累計相続税申告件数: **26,000**件以上
(2013年10月以降)

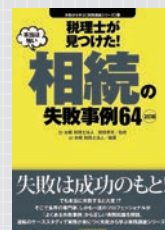
対応メニュー

- ・相続税申告・贈与税申告
- ・相続税試算
- ・生前対策コンサルティング
- ・事業承継コンサルティング
- ・税務セカンドオピニオン
- ・確定申告
- ・相続税の還付
- ・税務調査立ち合い等

主な出版物



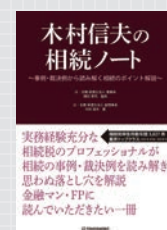
資産家のための
ファミリーガバナンス
ガイドブック
東峰書房



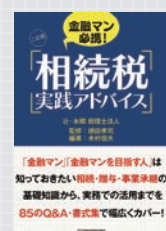
税理士が見つけた！
本当は怖い
相続の失敗事例64
東峰書房



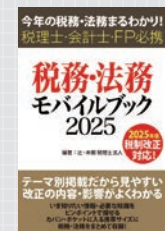
事業承継の
安心手引
アール・シップ



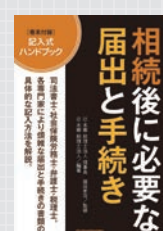
木村信夫の
相続ノート
東峰書房



金融マン必携！
相続税実践アドバイス
東峰書房



税務・法務
モバイルブック2025
東峰書房



相続後に必要な
届出と手続き
東峰書房



相続・事業承継・
不動産相談に強くなる
ビジネス教育出版社

提供サービス

税務申告以外にも、
生前対策や事業承継、税務調査対応等、
お客さまのニーズに応じた
さまざまなサービスを提供しております。

SERVICE-1

☑ 生前対策コンサルティング

財産の整理および評価額の試算等、現状を分析し、
相続税対策や納税資金の確保等、お客さま個々の事情
に応じた相続対策を策定し、実行支援を行います。

SERVICE-2

☑ 相続税の還付

申告書を提出した後も、申告期限から5年以内で
あれば払いすぎた相続税の還付を受けられる可能
性があります。思い当たる点がありましたらご相談く
ださい。

SERVICE-3

☑ 国際資産税

海外資産をお持ちの場合や相続人が海外にお住ま
いの場合等、海外の税務が関係する申告や相続手
続きが必要となることがあります。海外ネットワー
クを活用してお客さまをサポートします。

SERVICE-4

☑ 事業承継コンサルティング

個々の企業の特性や組織背景を十分考慮し、会社
法やM&A等、多彩な観点から事業承継対策プラン
を立案し、企業の成長・承継をサポートします。

SERVICE-5

☑ 税務調査の立合い

国税OBや税務調査の経験豊富なスタッフが調査の
立ち会いを行います。当日の事実確認や調査官との
やり取りをお客さまと一緒に対応します。

SERVICE-6

☑ 確定申告

相続により取得した財産の売却や亡くなった方が営
んでいた事業を引き継ぐ際には、確定申告が必要と
なります。相続に関連する特例の適用等、さまざまな
角度から検討します。

品質管理

税務のスペシャリスト集団「審理室」

辻・本郷 税理士法人では、法に基づいた厳正な税務判断を実現
するために、国税OB・OG等、各分野のスペシャリストおよそ50名
以上で構成される審理室という部署を設置しています。税務業務
において判断が難しい案件に関して、申告書のチェックや、税理
士との綿密な事前打ち合わせを行い、適正な税務判断を行うため
のサポートを実施。税務業務の品質向上に貢献しています。

50名以上の
各専門分野の
スペシャリスト



国税OB・OGを
中心とする
税理士を組織化

北海道から沖縄まで全国対応

ご相続人同士が離れた場所にお住まいの場合であっても、辻・本郷のネットワークでスムーズに手続きを進めることが可能です。

法人概要

設立：2002年4月1日
住所：〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目1番6号
JR新宿ミライナタワー28階
TEL.03-5323-3301(代表)
FAX.03-5323-3302
代表者：理事長 桑木 小恵子
従業員数：2,298名(税理士298名／公認会計士63名)
(2025年7月現在)
URL：https://www.ht-tax.or.jp



拠点一覧

北海道・東北地方

北海道 札幌事務所
青森県 青森事務所
八戸事務所
秋田県 秋田事務所
岩手県 盛岡事務所
遠野事務所
一関事務所
宮城県 仙台事務所
福島県 福島事務所
郡山事務所
いわき事務所

関東地方

栃木県 宇都宮事務所
茨城県 水戸事務所
ひたちなか事務所
つくば事務所
潮来事務所
群馬県 高崎事務所
富岡事務所

埼玉県 熊谷事務所
大宮事務所
浦和事務所
越谷事務所
所沢事務所
千葉県 柏事務所
千葉事務所
船橋事務所
東京都 亀戸事務所
北千住事務所
秋葉原事務所
東京ミッドタウン八重洲事務所
銀座事務所
田町事務所
蒲田事務所
池袋事務所
新宿ミライナタワー事務所
西新宿事務所
新宿センタービル事務所
新宿御苑事務所
新宿HR事務所

代々木事務所
渋谷事務所
三軒茶屋事務所
練馬事務所
吉祥寺事務所
立川事務所
府中事務所
瑞穂事務所
町田事務所
神奈川県 横浜事務所
横浜関内事務所
青葉台事務所
大和事務所
厚木事務所
湘南事務所
小田原事務所

中部地方

新潟県 新潟事務所
長岡事務所
上越事務所

富山県 富山事務所
福井県 福井事務所
山梨県 甲府事務所
長野県 長野事務所
長野中央事務所
松本事務所
岐阜県 岐阜事務所
静岡県 静岡事務所
伊東事務所
愛知県 豊橋事務所
名古屋事務所
三重県 四日市事務所

関西地方

京都府 京都事務所
大阪府 関西事務所
兵庫県 神戸事務所

中国・四国地方

岡山県 岡山事務所
広島県 広島事務所

山口県 長門事務所
香川県 高松事務所
高知県 高知事務所

九州・沖縄地方

福岡県 北九州事務所
福岡事務所
久留米事務所
大分県 大分事務所
熊本県 熊本事務所
宮崎県 宮崎事務所
延岡事務所
日向事務所
鹿児島県 鹿児島事務所
沖縄県 沖縄事務所
(2025年8月現在)



事務所の詳細は弊法人ホームページよりご確認ください。
<https://www.ht-tax.or.jp/corporate/>



ご相談から契約、申告までサポート

突然相続が発生してお困りの方や手続きに不安がある方に向けて、
辻・本郷 相続センターでは、お客さまに親身に寄り添いご相談から申告するまで、
トータルでサポートします。

① 初回面談・お見積り（無料）

ご状況をヒアリングさせていただき、全体の流れをご説明します。固定資産税の課税明細や預金・有価証券等の残高のわかる資料（通帳・取引レポート等）をお持ちいただければ、初回面談時にお見積りが可能です。



② ご契約

弊法人に正式にご依頼をいただきましたら、契約書にご署名・ご捺印いただきます。

③ 必要書類の収集・提出

相続税申告に必要な書類をご準備いただきます。

戸籍謄本、印鑑証明書、預金や証券の残高証明書、不動産に関する資料、債務や葬式費用の領収書等、被相続人さまのお持ちの財産に応じて、必要な書類一覧をお渡しいたします。

④ 財産評価・税務の検討（弊法人）

ヒアリングした内容とお預かりした資料をもとに、弊法人の相続専門スタッフが財産の評価・相続税額を計算します。各種特例や控除の適用可否についても検討します。

⑤ ご報告

⑥ 遺産分割協議書の作成・捺印

相続人全員で遺産分割の方法と相続の割合を決定いただきます。お客さまのご要望に応じて、二次相続に向けて分割シミュレーションをご提示します。



⑦ 税務署への提出・税金の納付

弊法人にて、税務署へ申告書類一式を提出します。これにより申告業務が終了となります。納付書をお渡ししますので、お客さまにて銀行等で納税していただきます。

⑧ 申告書の納品・お預かり資料の返却

申告書とお預かり資料をお渡しいたします。また、税理士報酬のご請求を行います。

お客さまの声

“専門家としての助言に
安心と信頼を感じた”

神奈川県男性（50代）



初めての相続税申告で不安な中、相談や質問に親身に的確に対応いただいたこと、専門家としての助言が安心につながったこと、そして不動産売却に関してもスムーズに連携してくれたこと。全体として信頼を感じました。ありがとうございました。
（担当：町田事務所）

“最小限の打ち合わせで
効率よく進行した”

東京都女性（60代）



相続直後で身体的・精神的負担が大きい中、打ち合わせも最小限で、効率よく進めていただき、打ち合わせの場所も私どもに都合のよいよう、お手配いただきました。また、いろいろなことの相談にのっていただき、大変助かりました。
（担当：池袋事務所）

“初めてで不安だったが
特例を適用して申告できた”

香川県女性（50代）



相続税の申告は初めてなので不安でしたが、ていねいに対応してくださり申告が無事終了しました。また、取得費加算の特例が適用できるとのことでしたが、よくわからなかったので、取得費加算の計算もお願いできて、無事確定申告できました。ありがとうございました。
（担当：岡山事務所）

“味方になってもらい
心強かった”

埼玉県女性（60代）



書類の不備、知識不足等に対してもていねいに指導していただきました。ネット社会から離れている私にとって味方になっていただき心強かったです。
（担当：新宿ミライナタワー事務所）



初回面談（無料）の ご予約はこちらへ

相続専門スタッフが丁寧に対応いたします。
どうぞお気軽にご予約ください。



Webサイトから

<https://www.ht-tax.or.jp/sozoku-center/contact/>



お電話で



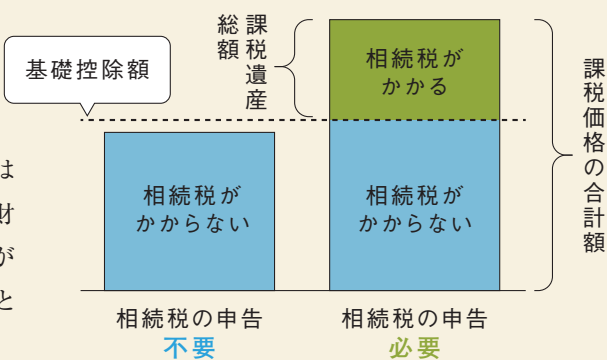
0120-912-914

受付時間：9:00～21:00
（土日祝も受付中）

相続税基本情報

相続税が発生するケースとは

遺産を相続する際、すべての方に相続税が発生するわけではありません。課税価格の合計額（プラスの財産－マイナスの財産）が、相続税の基礎控除額を超える場合に相続税の申告が必要になります。この超えた部分の価格を「課税遺産総額」といい相続税の課税対象となります。



プラスの財産

- 《民法上の相続財産》
 - ◎土地、建物
 - ◎現預金
 - ◎有価証券（上場株式、投資信託等）
 - ◎車
 - ◎ゴルフ会員権
- 《贈与により相続財産とされるもの》
 - ◎相続開始前一定期間の暦年贈与財産
 - ◎相続時精算課税制度により贈与された財産
- 《みなし相続財産》
 - ◎死亡保険金
 - ◎退職手当金

※「500万円×法定相続人の数」の額まで非課税
- 等

マイナスの財産

- ◎借入金
- ◎保証金
- ◎預かり敷金
- ◎未払いの所得税、固定資産税、住民税等

相続税の基礎控除額の算出方法

$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

法定相続人とは

法定相続人とは、被相続人の財産を相続できる権利のある人です。配偶者以外の方は、次の順序で配偶者と一緒に相続人になります。

第1順位 死亡した人の子ども

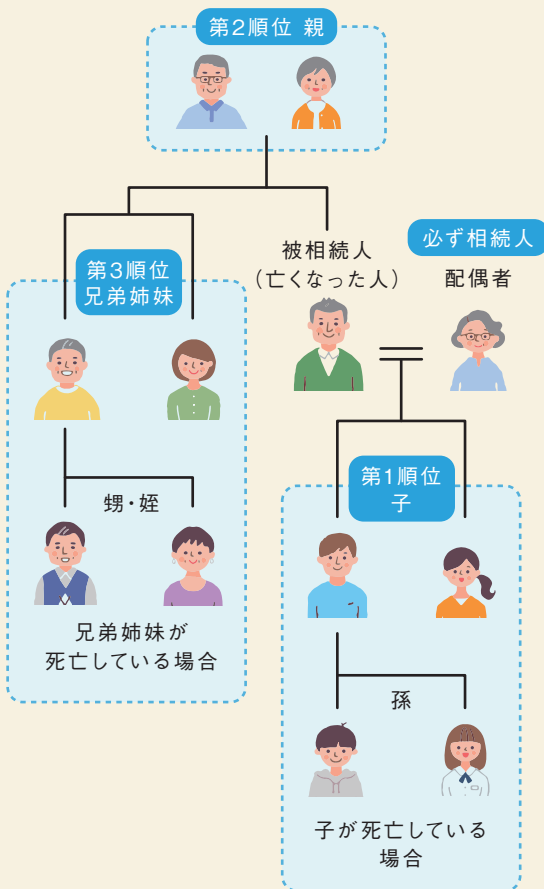
その子どもがすでに死亡しているときは、その子どもの直系卑属（孫等）が相続人となります。

第2順位 死亡した人の直系尊属（父母や祖父母等）

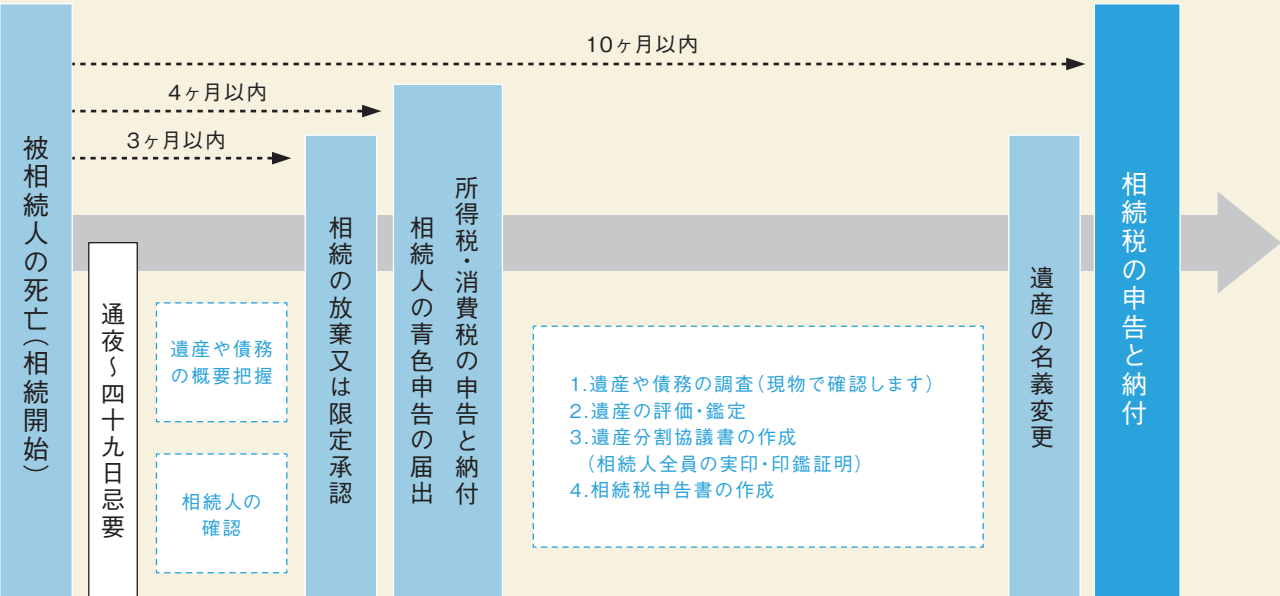
父母も祖父母もいるときは、死亡した人により近い世代である父母の方を優先します。

第3順位 死亡した人の兄弟姉妹

その兄弟姉妹がすでに死亡しているときは、その人の子ども（甥・姪）が相続人となります。



相続開始後の申告スケジュール



相続税早見表

〈法定相続人が配偶者と子どもの場合〉

課税価格	相続人 配偶者+子ども1人	相続人 配偶者+子ども2人	相続人 配偶者+子ども3人
4,000万円	—	—	—
5,000万円	40万円	10万円	—
6,000万円	90万円	60万円	30万円
7,000万円	160万円	113万円	80万円
8,000万円	235万円	175万円	138万円
9,000万円	310万円	240万円	200万円
1億円	385万円	315万円	263万円
1億5,000万円	920万円	748万円	665万円
2億円	1,670万円	1,350万円	1,218万円
2億5,000万円	2,460万円	1,985万円	1,800万円
3億円	3,460万円	2,860万円	2,540万円
3億5,000万円	4,460万円	3,735万円	3,290万円
4億円	5,460万円	4,610万円	4,155万円
4億5,000万円	6,480万円	5,493万円	5,030万円
5億円	7,605万円	6,555万円	5,963万円

〈法定相続人が子どもだけの場合（二次相続）〉

課税価格	相続人 子ども1人	相続人 子ども2人	相続人 子ども3人
4,000万円	40万円	—	—
5,000万円	160万円	80万円	20万円
6,000万円	310万円	180万円	120万円
7,000万円	480万円	320万円	220万円
8,000万円	680万円	470万円	330万円
9,000万円	920万円	620万円	480万円
1億円	1,220万円	770万円	630万円
1億5,000万円	2,860万円	1,840万円	1,440万円
2億円	4,860万円	3,340万円	2,460万円
2億5,000万円	6,930万円	4,920万円	3,960万円
3億円	9,180万円	6,920万円	5,460万円
3億5,000万円	1億1,500万円	8,920万円	6,980万円
4億円	1億4,000万円	1億920万円	8,980万円
4億5,000万円	1億6,500万円	1億2,960万円	1億980万円
5億円	1億9,000万円	1億5,210万円	1億2,980万円

※配偶者の税額軽減を法定相続分まで活用するものとする。

複雑なケースに対応ができます

辻・本郷 相続センターでは、これまで多種多様なケースに対応してきました。

相続にはさまざまな手続きが必要になるだけでなく

諸条件により相続税額が大きく変わることもあります。

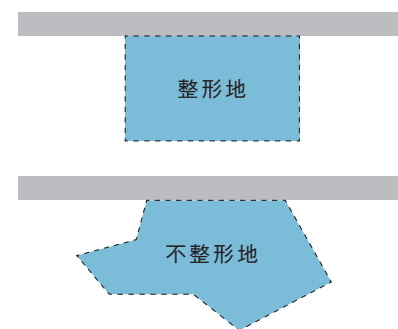
適正な相続税のためにも、経験豊かな辻・本郷 相続センターにご相談ください。

Case-01

不動産の評価

2つとして同じ土地はありません。不整形地であったり、セットバックが必要であったり、間口に対しての奥行の長い土地であったり、土地は個性が高いことが特徴です。

相続税の計算に慣れている税理士とそうでない場合で、評価額に差が生じることがあります。正しく算出し、適正な評価を実現します。



地形や立地等の条件により評価減できるケースがあります。

Case-02

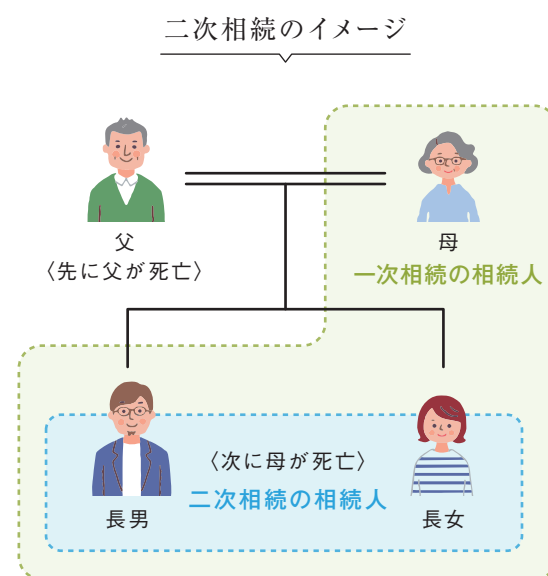
配偶者が取得する割合の設定

相続によって配偶者が取得する財産は、1億6,000万円または配偶者の法定相続分までは相続税がかかりません。

これは「配偶者の税額軽減」と呼ばれ、配偶者の生活保障や過去の財産形成への貢献を考慮したものです。

しかし、二次相続では特例は適用できません。また一次相続より相続人が少なくなることで遺産にかかる基礎控除額も少なくなり予想以上に税額の負担が大きくなることも。

相続人の今後の生活を確保するためには、一次相続だけでなく二次相続まで考慮した財産分割を総合的に判断してみましょう。

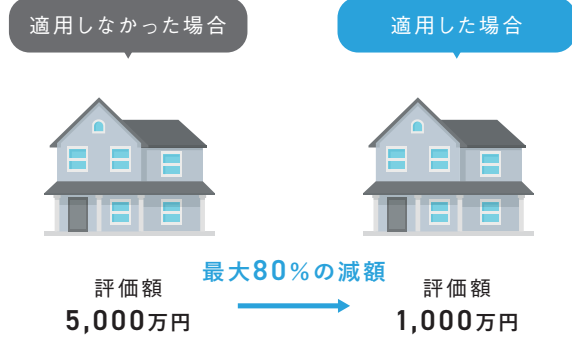


Case-03

小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)の適用

小規模宅地等の特例は、亡くなった方の住んでいた自宅等の土地を最大80%減額して評価できる特例です。この特例は「小規模」とあるように、面積が330㎡(約100坪)までと制限があります。取得する人やその他要件によって、適用できるか否かが異なります。

配偶者や同居家族が対象ですが、被相続人が一人暮らしをしていたり老人ホームに入居していたりしたときにも適用できるケースがあり、慎重な判断が必要になります。

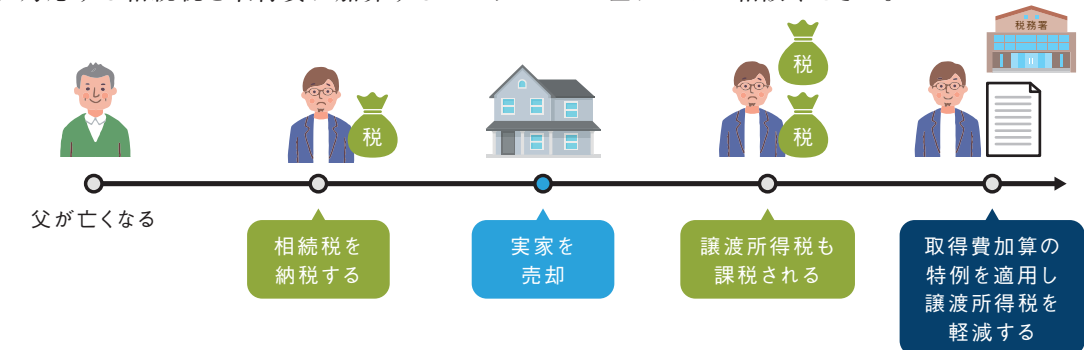


Case-04

相続税以外の税金にも影響

相続で取得した不動産や株を、相続の開始があった日の翌日から3年10ヶ月以内に売却した場合には、支払った相続税のうち売却したものに対応する相続税を取得費に加算することがで

き、所得税の負担が少なくなります。これを取得費加算の特例といいます。売却の仕方によって、税金が変わってきますので、相続税に強い税理士にぜひご相談ください。



5億円以上の
高額な案件

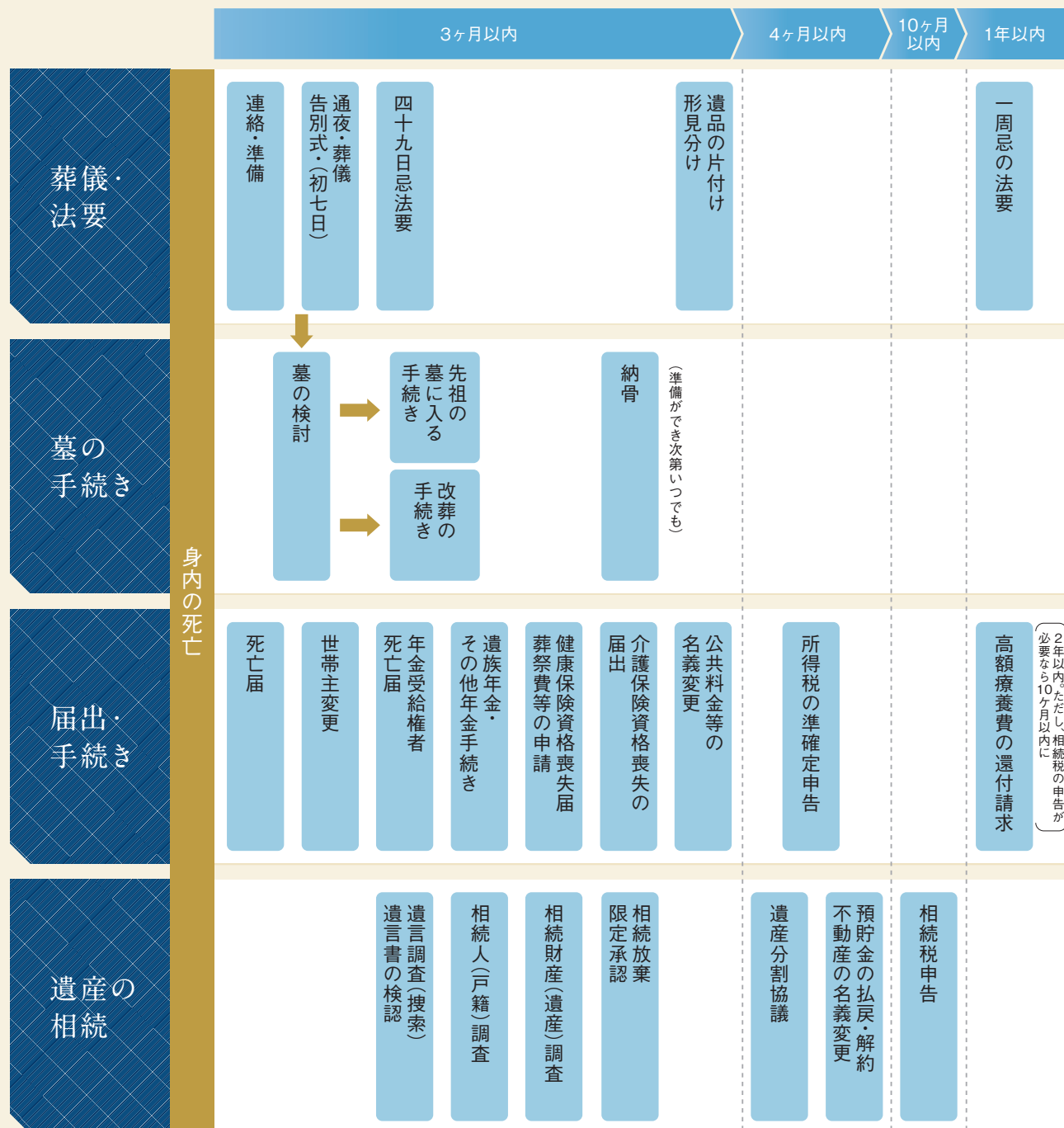
会社を営んでおり
非上場株を保有

海外に居住している
相続人がいる

さまざまなケースに、
専門チームが対応します！

全体の流れと手続き

身内が亡くなってからは、下記のようなスケジュールで、必要な手続き等がたくさんあります。



メモ欄

相続時に行うことリスト

✓ 相続財産の名義変更

- ☐ 生命保険金・損害保険金の請求
- ☐ 銀行・証券会社の残高証明書の発行・口座解約・名義変更
- ☐ 相続登記(不動産の名義変更)

✓ 役所関係で必要な届出・手続き

- ☐ 死亡届…7日以内
- ☐ 住民票 世帯主変更届…14日以内
- ☐ 戸籍・復氏届…期限なし／姻族関係終了届…期限なし
- ☐ 国民健康保険・資格喪失届…14日以内
- ☐ 健康保険(会社員・公務員)・資格喪失届…5日以内
- ☐ 介護保険・資格喪失届…14日以内
- ☐ 国民・厚生年金・年金受給権者死亡届
厚生年金…10日以内／国民年金…14日以内
- ☐ 確定申告 準確定申告…4ヶ月以内
- ☐ 事業承継 青色申告承認申請書…4ヶ月以内(一定の場合)

✓ 公共料金等の手続き

- | | | |
|-----------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| ☐ 電気 | ☐ NHK | ☐ 運転免許証 |
| ☐ ガス | ☐ 固定電話 | ☐ パスポート |
| ☐ 水道 | ☐ マイナンバーカード | ☐ クレジットカード |

メモ欄